

維持管理及び災害防止に関する計画書

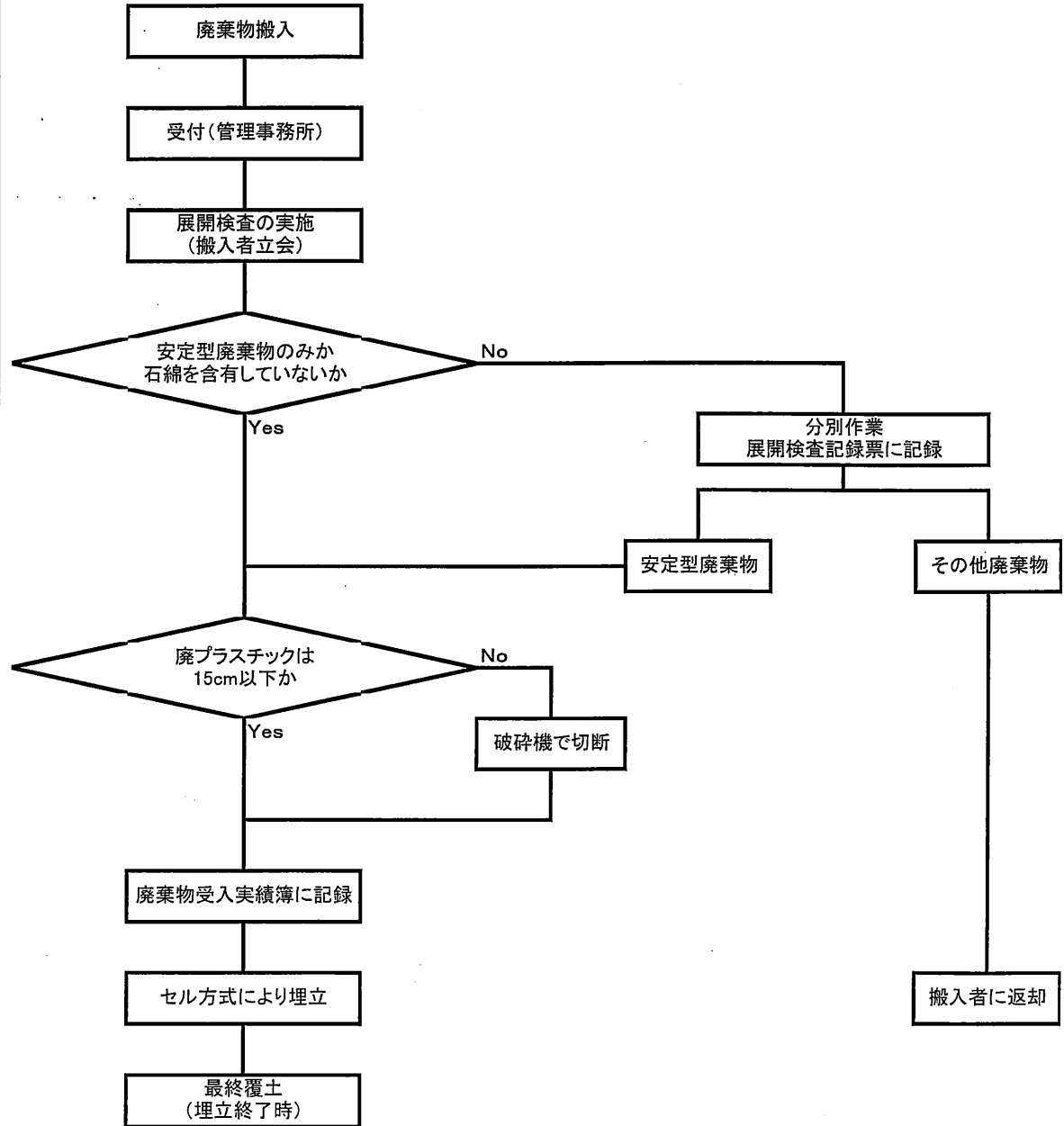
施設の維持 管理方法	産業廃棄物の 受入方法	管理事務所（受付）にて産業廃棄物と管理票の記載事項の整合を確認した後、トラックスケールにて産業廃棄物重量を計り、受け入れをする。搬入された産業廃棄物は展開検査を行い、安定型産業廃棄物以外の廃棄物や石綿含有廃棄物の付着又は混入のないことを目視で確認する。（別紙3）		
	施設作業時の 維持管理方法	別紙3のとおり ※維持管理基準に即した内容とすること。		
	施設整備・ 点検の頻度	堰堤および囲い等の点検は受入日ごとに日常点検を、1週間に1回定期点検を行う。		
維持管理に関する 記録及び 閲覧方法	別紙3 (6/7)～(7/7)のとおり ※閲覧方法は焼却施設及び最終処分場のみ記載			
排ガスの性状・放流水の水質等の数値		施設設計値	達成目標値	測定頻度
排 ガ ス の 性 状	ばいじん (g/Nm ³)	該当なし	/	/
	硫黄酸化物 (Nm ³ /hr)			
	窒素酸化物 (cm ³ /Nm ³)			
	塩化水素 (mg/Nm ³)			
	ダイオキシン類 (ng/m ³ -TEQ)			
放 流 水 の 水 質	pH	該当なし	/	/
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)			
	化学的酸素要求量 (mg/l)			
	浮遊物質 (mg/l)			
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (油分) (mg/l)			
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物性油) (mg/l)			

(日本工業規格 A 4 版)

別紙 3 (1/7)

維持管理計画 (処理・処分フローシート)

1. 安定型産業廃棄物処理・処分フローシート



別紙 3 (2/7)

維持管理計画 (受入時)

2. 受入時の産業廃棄物の確認方法・処分方法に関する事項

(1) 受入時の産業廃棄物の確認方法

1) 受付 (管理事務所)

- ①搬入廃棄物について、目視や搬入者に対する聞き取りによりマニフェストの記載内容との整合を確認する。
- ②安定型廃棄物以外の廃棄物や石綿含有廃棄物が混入または付着していたことが判明した場合は受付を拒否する。

2) トラックスケールによる計量

搬入車両の重量 (W1 : 車両重量 + 廃棄物) をトラックスケールで計量する。

※搬入後の空車両重量 (W2) を計量し、搬入廃棄物量 (W1 - W2) を求める。

(2) 処分方法に関する事項

1) 展開検査・分別作業の実施

- ①搬入廃棄物を展開検査場所に降ろし、重機を用いて安定型廃棄物以外の廃棄物や石綿含有廃棄物の混入を検査する。
- ②当該廃棄物の混入が確認された場合は安定型廃棄物、その他廃棄物に分別し、それぞれの重量を計量する。
- ③安定型廃棄物の廃プラスチックの大きさが 15 cm 以下であることを確認し、これ以上の場合は、破砕機により切断処理を行う。
- ④分別した廃棄物については、安定型廃棄物については安定型処分場で、その他廃棄物については、搬入者に引き渡す。なお搬入者が帰った場合、当該廃棄物を一時保管庫に保管し、搬入者に連絡し、速やかに引き渡しの手続きを行う。

※1 展開検査は搬入車両毎に行い、展開検査場所では一連の作業が終了するまで、次の搬入車両についての検査は行わない。

※2 展開検査の精度向上のため、安定型廃棄物の種類を事務所内に掲示し、これ以外の受け入れを行わないよう従業員に周知徹底する。

3. 埋立方法

セル方式で埋立を行う。

維持管理計画 (埋立時)

4. 廃棄物の飛散、流出防止

廃棄物が埋立地の外部に飛散、流出しないように転圧締固めおよび覆土を行う。また、廃棄物運搬車のタイヤが土砂等を付着させたまま公道へ出るのを防止するため、退出路に洗車設備等を設ける計画である。

強風時などフィルム状のプラスチック類や発泡スチロール等の飛散のおそれのある場合は埋立を中止し、当該廃棄物については廃プラスチック類破砕施設に備え付けの飛散防止ネットを掛け一時的に保管し、風がおさまった時点で埋立を再開する。

また、粉じん対策として即日覆土を実施します。

5. 悪臭防止

埋め立てる廃棄物の種類が安定物のみであることから、悪臭の発生はないものと想定されるが、必要に応じて消臭剤の散布で対処する。

6. 衛生害虫獣等対策

衛生害虫等により最終処分場の周辺の生活環境に支障をきたさないようにするが、万が一衛生害虫獣等の発生が認められた場合は必要に応じて薬剤の散布で対処する。

7. 施設維持管理計画

(1) 埋立処分地

堰堤等の点検は別紙 8 により行う。また、地震、台風、大雨等の異常事態の直後には臨時に点検を行う。点検の結果、堰堤等の損壊が認められる場合は速やかに補修を行う。

(2) 囲い・ゲート

囲い・ゲートの点検は別紙 8 により行う。破損した場合には速やかに補修、復旧する。

(3) 立札

産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておく。立札の点検は別紙 8 により行う。立札その他の設備が汚損し、又は破損した場合は補修、復旧する。また、表示事項に変更が生じた場合は速やかに書き換える。

(4) 搬入路

搬入路での車両走行の際に、粉じんの発生が見られる場合には、適宜散水を行う。また、廃棄物運搬車のタイヤが土砂等を付着させたまま公道へ出るのを防止するため、退出路に洗車設備等を設ける計画である。

(5) 施設の点検に関する事項

施設の点検 (日常点検・定期点検) に関する事項は別紙 4 参照

別紙3 (4/7)

維持管理計画 (埋立時)

8. 水質検査等の実施に関する事項

(1) 埋立開始前

①地下水

埋立処分開始前の地下水の水質を把握し、埋立開始後の地下水の水質と比較して水質の状況を評価できるようにするため、水質検査を行い記録する（検査項目は地下水等検査項目（別紙9）および電気伝導率、塩化物イオン）。

(2) 供用時

①地下水について

埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上、電気伝導率、塩化物イオンについて1月に1回以上測定し記録する。水質検査の結果、水質の悪化（その原因がその最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く）が認められたり、あるいは環境基準を超過した場合には、水質の詳細な調査、水質悪化の原因の調査の実施および新たな廃棄物の搬入を中止するとともに北海道知事（釧路総合振興局）に連絡する。

なお、埋立開始後1年目にダイオキシン類の測定を行い記録する。

②浸透水

浸透水の水質検査を地下水等検査項目について1年に1回、生物化学的酸素要求量（BOD）については1か月に1回行い記録する。

浸透水が次に掲げる場合には、速やかに処分場への廃棄物の搬入および埋立処分を中止し、基準に不適合となった原因の調査を行うとともに、北海道知事（釧路支庁）に連絡する。

ア. 水質検査項目の結果が基準値（別紙9）に適合しないとき。

イ. BODの水質検査の結果、BODが20 mg/lを超えているとき。

9. 設備に異常を生じた際の措置に関する事項

(1) 土堰堤

土堰堤の沈下、破損、漏水について目視により観察を行い、異常が見つかった場合は、補修を行うとともに、必要に応じて廃棄物の受入を一時中断する。

別紙3 (5/7)

維持管理計画 (埋立終了～廃止前)

10. 埋立終了から廃止前までの維持管理方法

(1) 処分場施設

埋立処分が終了した埋立地は厚さ 50 cm の土砂による覆いを行い開口部を閉鎖する。

閉鎖までの間、埋立終了部分について、覆いの損傷を防止するため目視により 1 か月に 1 回定期的に点検し、異常が認められる場合は補修、復旧を行う。なお、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。点検内容は別紙 8 に示すとおり。

(2) 水質検査等

①地下水

2 箇所の観測井から地下水を採取し、地下水等検査項目について 1 年に 1 回以上、電気伝導率、塩化物イオンについて 1 月に 1 回測定し記録する。

②浸透水

浸透水貯留施設から浸透水を採取し、地下水等検査項目を 1 年に 1 回以上、BOD を 3 か月に 1 回以上水質検査を行い、かつ記録する。

検査の結果基準に適合しない場合、またはそれまで実施した水質検査結果と照らし合わせて基準に適合しなくなるおそれがある場合は、原因を調査するとともに、定期的 (浸透水の BOD を 3 か月に 1 回、地下水等検査項目 1 年に 1 回) に水質検査を継続する。

(3) ガス発生の確認

ガス・温度測定孔を設置し、埋立地からガスが発生していないかどうかを確認する。ガス発生が認められる場合は、ガスの測定を継続する。ガス温度測定は曇天時に行うなど、気圧の高い時期を避けるようにする。

(4) 地中温度の測定

ガス・温度測定孔で、地中温度の測定を行う。周辺の土地における同じ深さの地中温度と比較し、異常な高温 (差が 20℃ 以上) になっていないかを確認する。異常な高温が認められる場合は、原因を究明するとともに、地中温度の測定を継続する。

(5) 記録の作成、保管

埋め立てられた産業廃棄物の種類および数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検・検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間保存する。

別紙3 (6/7)

維持管理計画（記録及び記録閲覧の方法）

11. 維持管理の記録及び記録閲覧の方法に関する事項

(1) 維持管理の記録

1) 供用時

① 展開検査記録票の記録

展開検査の記録は記録票（別紙5）に記載するとともに、安定型廃棄物以外の廃棄物については写真撮影を行いこれに添付する。

② 廃棄物受入実績簿の記録

展開検査の結果を踏まえ、廃棄物受入実績簿（別紙6、別紙7）に廃棄物の種類と廃棄物量を記録する。

③ 施設点検簿（別紙8）

④ 水質検査台帳（別紙10）

⑤ 点検、水質検査の結果措置を講じた場合の記録（別紙11）

⑥ 残余容量

1年に1回以上測定し、記録する。

2) 埋立終了～廃止

埋め立てられた産業廃棄物の種類および数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検・検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間保存する。

(2) 記録閲覧の方法

1) 記録項目と閲覧開始時期

① 展開検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入が認められた場合

（様式は別紙5のとおり）…当該日の属する月の翌月の末日

② 処分した廃棄物の各月ごとの種類、数量および展開検査の実施回数

（様式は別紙7のとおり）…翌月の末日

③ 水質検査結果…当該結果の得られた日の属する月の翌月の末日

④ 施設点検の実施年月日および結果（様式は別紙8のとおり）…当該点検を行った日の属する月の翌月の末日

⑤ 点検、水質検査の結果措置を講じた場合の記録…措置を講じた日の属する月の翌月の末日

⑥ 残余容量の記録…当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

2) 閲覧場所

維持管理に関する記録は、管理事務所内に備え置き閲覧に供する。

別紙 3 (7/7)

維持管理計画

3) 閲覧の方法

当該最終処分場の周辺居住者等から、閲覧を求められた場合には維持管理に関する記録を閲覧に供する。また、記録の複写や撮影については、閲覧を求める者が持参した携帯複写機やカメラ等を使用する場合に認める。

閲覧時間は 8:00～17:00 とし、休業日や通常の営業時間外における閲覧は拒否する。

4) 閲覧の期間

閲覧の期間は、記録を備え置いた日から 3 年間とする。

12. その他必要な事項

(1) マニュアルの作成と従業員教育

最終処分場の適切な維持管理を行うため、必要な事項を定めた取扱マニュアルを策定し、従業員教育を行う。

(2) 維持管理積立金の積み立て

安定型最終処分場の埋立終了から廃止までの間、施設の適切な維持管理のために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 3 に規定する維持管理積立金を積み立てる。

記録事項	記録内容
○水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所 ○水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日 ○水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日まで備え置くこと。
○擁壁等の点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容 ○最終処分場周縁地下水の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合に、生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日及び当該措置の内容 ○浸透水の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合に、生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日まで備え置くこと。
○残余の埋立容量について 1 年に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。	当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

別紙 4

施設の点検（日常点検・定期点検）に関する事項

区分	対象	頻度	方法および点検項目	備考（対策等）
日常点検	埋立廃棄物	受入日ごと	目視により埋立地の外に廃棄物が飛散し、流出していないか	覆土する 転圧締めをする
	囲い	受入日ごと	目視により破損は見られないか	修復する
	立札	受入日ごと	目視により立札等の表示板に汚れや破損は見られないか	表示板の清掃 破損しているときは補修する
	ゲート	受入日ごと	目視および作動によりゲートは開閉し、破損は見られないか	修復する
	堤体	受入日ごと	目視により堤体に大きな破損や亀裂は見られないか	補修する
定期点検	堤体	週1回 (地震、台風、大雨は直後)	目視により沈下、破損、漏水はないか	補修する
	集水施設	週1回 (地震、台風、大雨は直後)	目視により沈下、破損、漏水はないか	補修する
	調整池	週1回 (地震、台風、大雨は直後)	目視により法面に大きな破損や亀裂は見られないか	補修する
	側溝	週1回 (地震、台風、大雨は直後)	目視により側溝の損傷や樹木等によるつまりはないか	損傷しているときは補修する 樹木等によるつまりがあれば清掃する

展開検査記録票

マニフェスト番号

記録項目	内 容			
搬入年月日	年 月 日 時 分			
排出者名				
車両番号				
運転者名				
廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック	金属くず	ガラスくず等
廃棄物の量	t・m ³	t・m ³	t・m ³	t・m ³
安定型産業廃棄物 以外の廃棄物				
種類	木くず	紙くず	繊維くず	
数量	kg・L	kg・L	kg・L	kg・L
措置方法				
記入者名				

写 真

安定型廃棄物の受入日報

平成 年 月分

No.	受入日時	業者名	受入量 (kg)	安定型廃棄物の種類および量 (単位kg)			
				がれき類	廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず等
1	日 時						
2	日 時						
3	日 時						
4	日 時						
5	日 時						
6	日 時						
7	日 時						
8	日 時						
9	日 時						
10	日 時						
11	日 時						
12	日 時						
13	日 時						
14	日 時						
15	日 時						
16	日 時						
17	日 時						
18	日 時						
19	日 時						
20	日 時						
21	日 時						
22	日 時						
23	日 時						
小計							

※ 展開検査において安定型廃棄物以外の廃棄物等が確認された場合は「展開検査記録票」(別紙5)に記録する。

安定型廃棄物受入実績簿（月別）

平成 年度

月 別	安定型廃棄物の種類および量（単位 t・m ³ ）				展開検査の 実施回数 （回）	摘要
	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず等		
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
平成 年度 合計						

施 設 点 検 簿

点検日時	平成 年 月 日 ~	区 分	定 期 ・ 臨 時	点検方法 目視	点検者
------	---------------	--------	-----------	------------	-----

点検箇所	点検項目	異常の有無	異常の場合		摘 要
			具体的内容	講じた措置の内容及び開始, 終了日 (当初の措置の内容を変更した場合は変更後の内容等についてもカッコ内に記載すること)	
堰 堤	破 損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		()	
	沈 下	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		()	
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		()	
集水施設	破 損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		()	
	沈 下	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		()	
	漏 水	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		()	
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		()	
囲 い	破 損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		()	
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		()	
立 札	破 損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		()	
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		()	
調 整 池	破 損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		()	
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		()	
側 溝	破 損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		()	
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		()	
そ の 他	消火器	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		()	
	覆い (埋立終了後)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		()	

別紙 9

地下水等検査項目

検査項目	基準値(※1)	測定頻度 (埋立開始前、埋立開始後～廃止)
アルキル水銀	検出されないこと	埋立開始前 1回 埋立開始後～廃止 1回/年
総水銀	1リットルにつき0.0005 mg以下	
カドミウム	1リットルにつき0.01 mg以下	
鉛	1リットルにつき0.01 mg以下	
六価クロム	1リットルにつき0.05 mg以下	
砒素	1リットルにつき0.01 mg以下	
全シアン	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03 mg以下	
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01 mg以下	
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02 mg以下	
四塩化炭素	1リットルにつき0.002 mg以下	
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004 mg以下	
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.02 mg以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04 mg以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき1 mg以下	
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006 mg以下	
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002 mg以下	
チウラム	1リットルにつき0.006 mg以下	
シマジン	1リットルにつき0.003 mg以下	
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02 mg以下	
ベンゼン	1リットルにつき0.01 mg以下	
セレン	1リットルにつき0.01 mg以下	
ほう素	1リットルにつき1 mg以下(※1)	
ふっ素	1リットルにつき0.8 mg以下(※1)	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1リットルにつき10 mg以下(※1)	
ダイオキシン類	1リットルにつき1pg-TEQ以下	
電気伝導率	—	埋立開始前 1回 埋立開始後～廃止 1回/月
塩化物イオン	—	

備考

「検出されないこと。」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

※1 基準値：昭和52年3月14日総理府令・厚生省令第1号（ただし、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については目標値）

※2 埋立開始前および開始後1年間ダイオキシン類の測定を行い、問題のないことを確認する。

※3 新たに環境基準に追加された塩化ビニルモノマーおよび1,4-ジオキサンについては、埋立開始前に水質検査を実施する。

水質検査台帳

平成 年度

検査区分	検査実施日	検査結果報告日	検査結果	基準値との比較	摘要
地下水 (年1回地下水等検査項目)	上流側		別紙 計量証明書のとおり	適・否	
	下流側		〃	適・否	
浸透水 (年1回地下水等検査項目)			〃	適・否	
浸透水 (月1回BOD) 基準値 20 mg/l 以下	4月		mg/l	適・否	
	5月		mg/l	適・否	
	6月		mg/l	適・否	
	7月		mg/l	適・否	
	8月		mg/l	適・否	
	9月		mg/l	適・否	
	10月		mg/l	適・否	
	11月		mg/l	適・否	
	12月		mg/l	適・否	
	1月		mg/l	適・否	
	2月		mg/l	適・否	
	3月		mg/l	適・否	

水 質 検 査 時 に お け る 悪 化 記 録 票

記録項目	内 容
検査年月日	年 月 日
結果受取日	年 月 日
対象	浸透水、上流地下水、下流地下水、（その他： ）
悪化項目	
検査結果	
水質悪化の状況	基準値（ ）超過、（その他： ）
水質悪化の原因 とその根拠	不明、最終処分場、最終処分場以外（ ） 根拠：
講じた措置	連絡の有・無（有の場合；年月日、連絡先、担当者、連絡概要）
	措置の有・無 （有の場合；廃棄物の搬入中止、その他（ ））
	原因調査の有・無（有の場合；具体的内容）
備考	
記入者名	